

## 入札説明書

東日本高速道路株式会社新潟支社湯沢管理事務所（以下「当社」という。）の「湯沢管理事務所 規制器材購入」に係る入札公告（平成30年5月7日付け）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 記

#### 第1 入札及び契約に関する事項

1 契約責任者 東日本高速道路株式会社 新潟支社 湯沢管理事務所長 岩崎 伸一

2 担当部署 東日本高速道路株式会社 新潟支社 湯沢管理事務所 総務

（住 所）〒949-6102 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立1159

（電 話）025-784-3921

#### 3 競争入札に付する事項

(1) 調達件名、調達数量及び納入場所

①調達件名

湯沢管理事務所 規制器材購入

②調達数量及び納入場所

仕様書のとおり

(2) 購入器材の特質等

仕様書のとおり

(3) 納入期限

契約締結日の翌日から90日間

(4) 入札前価格交渉の有無

有

(5) 入札方法

入札金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた税抜き額を記載すること。なお、落札決定にあたっては、入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1円未満の端数は四捨五入）をもって落札価格（契約金額）とする。

#### 4 競争参加資格

(1) 東日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第16号）第6条の規定に該当しない者であること。

(2) 平成26年度以降における納入実績又は製造実績について、下記2項目のいずれかの条件を満たすこと。

①同種器材の納入実績又は製造実績があることを証明できること。

- ② 商社又は代理店等で同種器材の納入実績がない場合は、同種器材の製造実績がある製造者の代理店等であることを証明できること。(証明にあたっては①代理店等の証明、②製造者の製造実績証明 の両方を用意すること)

**同種器材：車両が衝突した際に強制的に止める事を補助する装置**

- (3) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることとは、入札者に対する指示書1[1]「入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願い」の②(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等(会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合
- 2) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社等(会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員(以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人(以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。)を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【役員 の 定義】

- i) 株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)
- ii) 持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の業務を執行する社員
- iii) 組合の理事
- iv) i)～iii)に準ずる者

【管財人の定義】

民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人

- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

5 競争参加資格の確認

契約責任者は、入札書及び競争に参加するために必要な証明書の提出者の競争参加資格の有無について確認し、次に示すとおり確認結果を提出者に対して通知する。

※確認結果通知予定日 平成30年5月29日(火)

## 6 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約責任者に対して競争参加資格がないと認められた理由について、書面により次に従い説明を求めることができる。
  - ①提出期限：記5の競争参加資格確認結果通知書に記載された期限まで
  - ②提出場所：記2に示す担当部署
  - ③その他：持参又は郵送（書留郵便又は信書便に限る。）すること。普通郵便・電送によるものは受け付けない。（郵送にて送付する場合は、提出期限内に必着すること。）
- (2) 契約責任者は、説明を求められたときは、平成30年6月14日（木）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

## 7 入札参加希望者に求められる義務

- (1) 本件調達の入札参加希望者は、競争に参加するために必要な証明書を添付した競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）2部（正1部、写1部）を提出期限までに郵送（書留郵便又は信書便に限る。）により提出しなければならない。なお、持参・電送によるものは認められない。また、「確認申請書」の内容に関する当社の照会について説明する義務を負うものとする。
- (2) 「確認申請書」の提出場所及び提出期限等
  - ①提出期限：平成30年5月22日（火）午後4時まで
  - ②提出場所：記2に示す担当部署
  - ③作成方法：記4(2)に示す平成26年度以降における納入実績又は製造実績のいずれかの実績を様式2に記載し、証明できる書面を添付し、様式1を表紙として作成したうえで提出すること。
- (3) その他
  - ①使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
  - ②「確認申請書」の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
  - ③契約責任者は、提出された「確認申請書」を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
  - ④提出された「確認申請書」は、返却しない。
  - ⑤「確認申請書」の提出期限以降における差替え又は再提出は、いかなる場合にあっても認めない。
  - ⑥落札者は、「確認申請書」に記載した内容は、やむを得ないと認められる場合を除き、本件契約において必ず遵守しなければならない。

## 8 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

- ①提出期間：入札公告の日から平成30年6月14日（木）の行政機関の休日を除く毎日、午前10時から午後4時まで
  - ②提出場所：記2に示す担当部署
  - ③提出方法：持参又は郵送（書留郵便又は信書便に限る。）によること。普通郵便・電送によるものは受け付けない。（郵送にて送付する場合は、提出期間内に必着すること。）
- (2) 提出された質問に対する回答書は、次のとおり当社ホームページでの閲覧に供する。
- ①閲覧期間：回答書閲覧開始日から記11（1）に示す開札の日まで
  - ②閲覧場所：当社ホームページの本公告の掲載箇所で閲覧に供する。

## 9 入札前価格交渉

- (1) 本件調達は、入札前に入札者に対し、当社が指定する項目に係る見積書の提出を求め、その見積書を活用して契約制限価格の設定を行う入札前価格交渉方式（以下「本方式」という。）の対象調達である。
- (2) 入札前価格交渉方式とは、当社が金抜設計書の摘要欄に「交渉対象」と記載した項目について、入札者から見積書の提出を求め、見積書提出後、当社と入札者との間で、見積書に記載された内容が、設計図書の性能・機能等を満たす条件で算定されたものであるか、適正な算出方法により算定されたものであるかについて交渉を行い、その結果に基づき、変更の有無に係らず最終見積書の提出を求め、当社が最も適正な価格であると認めた最終見積書を活用して契約制限価格の設定に反映させる方式をいう。
- (3) 入札者は、競争参加資格確認結果通知において競争参加資格があると認められた場合、「交渉対象」とされた項目の見積書を、次に示すとおり提出しなければならない。
  - ① 見積書提出期間 競争参加資格確認結果通知の日から平成30年6月5日（火）午後4時まで
  - ② 見積書提出場所 記2に示す担当部署
  - ③ 見積書提出方法 持参又は郵送（書留郵便又は信書便に限る。）によること。普通郵便・電送によるものは受け付けない。（郵送にて送付する場合は、提出期限内に必着すること。）
  - ④ 提出書類 見積書の提出（様式3）
- (4) 入札前価格交渉は、見積書提出期限以降、平成30年6月6日（水）から平成30年6月14日（木）までの間を予定しており、詳細な日時については、別途連絡を行う。
- (5) 入札前価格交渉の交渉参加者は、本件の調達内容、資材または機器の性能・機能及び見積書（様式3）の内容を十分に理解し、説明が可能な者で、かつ交渉内容について協議・合意ができる者とし、原則3名以内とする。

ただし入札者以外の下請企業や見積を徴収した企業等の外部の者の参加は認めないものとし、違反している事実が発覚した場合は、競争参加資格の取り消しを行う。
- (6) 入札前価格交渉の交渉回数は、すべての入札者と各々1回以上行うことを原則とし、交渉状況に応じて2回ないし3回を標準とする。
- (7) 入札前価格交渉により双方が合意した事項は、その都度交渉の場において確認を行うも

のとする。

- (8) 入札者は上記(7)において合意された事項を反映させた最終見積書(様式3)を、次を示すとおりに提出しなければならない。

また、入札前価格交渉によっても見積書(様式3)から変更が生じない場合も同様とする。

- ① 最終見積書提出期間 記10(1)に示す入札書及び単価表の提出期限と同じ
  - ② 最終見積書提出場所 記2に示す担当部署
  - ③ 最終見積書提出方法 郵送(書留郵便又は信書便に限る。)によること。  
持参・普通郵便・電送によるものは受け付けない。(提出期限内に必着すること。)  
最終見積書は、入札書及び単価表と同時に提出すること。なお同時提出にあたっては、「最終見積書」と「入札書及び単価表」を別の封筒に封かんし、1つの封筒により提出すること。
- (9) 入札者は、最終見積書に基づいた入札を行うものとするが、最終見積書に記載された交渉対象項目毎の金額は、入札時に最終見積書を超えない限り変更できるものとし、最終見積書を超えた入札である場合は、当該入札者が行った入札は無効とする。
- (10) 入札者は、入札書とともに入札額に対応した単価表を提出しなければならない。【9-(9)に注意すること】

#### 10 入札書及び単価表の提出場所及び提出期限等

- (1) 提出期限：平成30年6月22日(月)午後4時まで
- (2) 提出場所：記2に示す担当部署
- (3) 提出方法：郵送(書留郵便又は信書便に限る)によること。持参・普通郵便・電送によるものは受け付けない。(提出期限内に必着すること。)

#### 11 開札の日時及び場所

- (1) 日 時：平成30年6月28日(木)午前11時00分
- (2) 場 所：東日本高速道路株式会社 新潟支社 湯沢管理事務所 会議室

#### 12 開札

- (1) 開札は、入札者または代理人(以下「入札参加者」という。)を立ち合わせて行う。ただし、「入札参加者」が立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない当社の社員を立ち合わせて行う。
- (2) 「入札参加者」は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- (3) 「入札参加者」は、当社が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することはできない。

#### 13 入札保証金及び契約保証金 免除

#### 14 入札の無効

競争に参加する資格を有しない者のした入札、「確認申請書」に虚偽の記載をした者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消すものとする。

#### 15 落札者の決定方法

- (1) 契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、入札価格が最低であった入札者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき者が2者以上あるときは、速やかに当該入札者に再度の見積を行わせて落札者となるべき者を決定する。ただし、再度の見積を行わせてもなお落札者となるべき者が決定しない場合又は再度の見積を行わせることが不相当と認められる場合は、当該入札者にくじを引かせて、落札者となるべき者を決定するものとする。また、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって本件調達の入札手続きに関係のない当社の社員にくじを引かせるものとする。

#### 16 入札結果の通知

契約責任者は、落札者を決定したときは、その日の翌日から起算して7日以内にその決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に通知する。ただし、開札に立ち会った「入札参加者」に対しては、落札者となるべき者を決定したこと、落札者の氏名及び落札金額を口頭で通知することができる。

#### 17 契約書の作成

契約にあたって使用する契約書は交付された購入契約書によるものとし、落札者は当社から交付された契約書2通に記名押印又は署名のうえ、その1通には、印紙税法に定める額の収入印紙を貼付し、これに消印又は署名して当社に提出しなければならない。

### 第2 その他

上記第1によるもののほか、この競争を行う場合において了知し、遵守すべき事項は、交付された「入札者に対する指示書【郵送入札】《購買等契約》」による。

以 上

## 競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

東日本高速道路株式会社新潟支社  
湯沢管理事務所長 岩崎 伸一 殿

住 所

会社名

代表者

印

注意)「代表者」の欄は、法人代表権者に限定する必要はなく、当社でいう「契約責任者」と同じく、契約締結権限を有する者(=契約当事者。事業部長・支店長・営業所長など)であればよい。

担当者部署名

担当者氏名

TEL

FAX

E-mail

平成30年5月7日付けで入札公告のありました「湯沢管理事務所 規制器材購入」にかかる競争に参加する資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、上記件名の入札公告において示された競争参加資格にかかる要件について、以下のとおり宣誓するとともに、添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

- ・当社は、東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第6条に該当する法人ではありません。なお、同条第4項第六号に関しては、排除要請等の対象法人ではありません。
- ・当社と資本関係又は人的関係のある者は、上記件名の入札手続きには参加しません。
- ・今後、落札者決定までの間において上記宣誓事項に変更が生じた場合は、速やかに書面をもって契約責任者宛に申し出ます。

## 記

1. 平成26年度以降の同種器材にかかる納入実績又は製造実績（様式2）

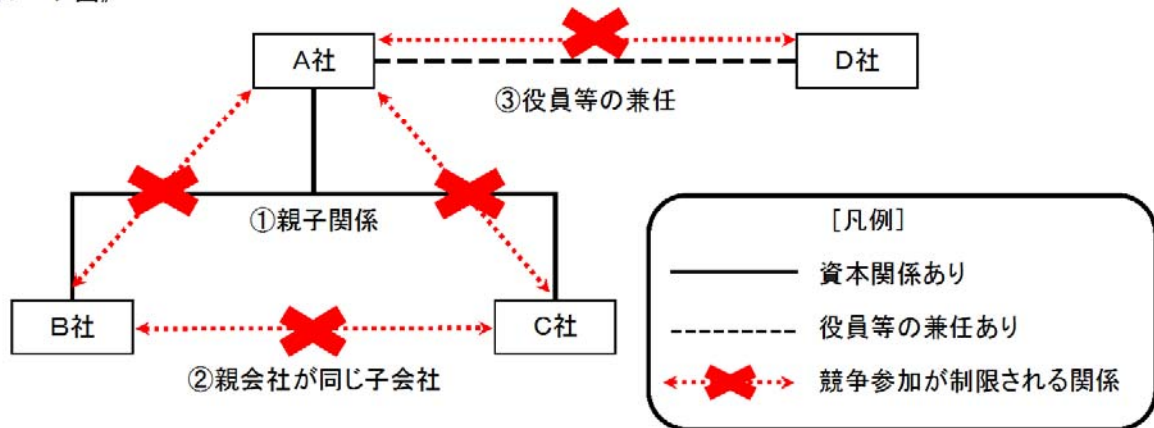
注1 「入札に参加しようとする者の間の資本関係又は人的関係」については、別紙1「競争参加が制限される入札参加者間の資本関係又は人的関係」をご確認下さい。なお、申請にあたり別紙1の提出は不要です。

■競争参加が制限される入札参加者間の資本関係又は人的関係について

○競争参加が制限される関係(例)

- ①子会社と親会社の関係にある場合【資本関係】
- ②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合【資本関係】
- ③役員等を兼任している場合【人的関係】

《イメージ図》



○子会社と親会社の関係(例)

ある会社からみた場合の子会社とされる会社の例は以下のとおりです。

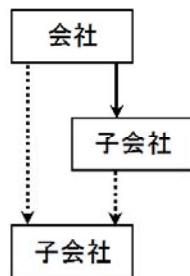
- ①議決権の過半数を有している場合
- ②ある会社と子会社をあわせて議決権の過半数を有している場合
- ③子会社が議決権の過半数を有している場合

《イメージ図》

①議決権の過半数を直接有している場合



②ある会社と子会社をあわせて議決権の過半数を有している場合

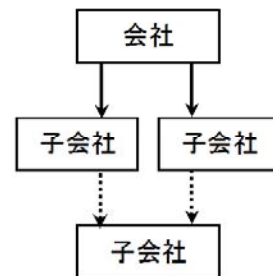


③子会社が議決権の過半数を有している場合

【パターン1】



【パターン2】



※この図の「子会社」からみた「会社」が親会社となる。

[凡例]

- 議決権の過半数を有している
- .....→ 合算すると議決権の過半数を有している



## 平成26年度以降の同種器材にかかる納入実績又は製造実績

会社名 \_\_\_\_\_

契 約 名 称 等	契 約 名	
	納入場所	
	契約金額	
	履行期間	
	発注者名	
	契約内容 (品名・数量・規格等)	

注 1) 平成26年度以降の同種器材にかかる納入実績又は製造実績について記載すること。

注 2) 当社及び他機関に納入されたものを極力記入するものとし、代表的なものを 1 件記載すること。また、当該契約にかかる契約書の契約件名、契約期間、契約金額、数量が記載された部分の写しを添付すること。

注 3) 同種器材の納入実績がある入札参加希望者は、これを証明できる書類（契約書表頭部の写し、製作仕様書（全体組立図、各部詳細図、写真及びパンフレット等）及び発注者から納入に関する検査に合格したと認められた書類の写し）を添付すること。

注 4) 同種器材の製造実績がある入札参加希望者は、これを証明できる書類（同種器材を製造したことが分かる書類、製作仕様書（全体組立図、各部詳細図、写真及びパンフレット等）を添付すること。また、入札参加希望者及び同種器材の納入者間における契約書表頭部の写しを添付すること。

注 5) 商社又は代理店等（以下「代理店等」という。）で納入実績は無いが同種器材の製造実績がある製造者の代理店等である入札参加希望者は、同種器材の製造実績を証明できる書類及び、製作仕様書（全体組立図、各部詳細図、写真及びパンフレット等）を添付すること。また、入札参加希望者及び同種器材の製造者との関係を証明できる書類を添付すること。

## 見積書の提出

【交渉後の最終見積書の場合は「最終見積書の提出」として下さい】

平成 年 月 日

東日本高速道路株式会社 新潟支社

湯沢管理事務所長 岩崎 伸一 殿

住所

会社名

代表者

印

担当者

TEL

FAX

E-mail

注意) 「代表者」の欄は、法人代表権者に限定する必要はなく、当社でいう「契約責任者」と同じく、契約締結権限を有する者(=契約当事者。事業部長・支店長・営業所長など)であればよい。

平成 30 年 5 月 7 日付けで入札公告のありました「湯沢管理事務所 規制器材購入」に係る入札前価格交渉対象項目の見積書を提出します。

## 《記載上の注意事項》

※本様式に金抜設計書の購入内訳書及び内訳書を添付すること。

※特記仕様書・金抜設計書を熟読のうえ、単価を記載すること。